

## 平成 22 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 22 年 10 月 7 日  
消費者庁長官決定

「行政機関が行う政策評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 22 年度消費者庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

### 2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)は該当がない。

### 3 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 24 年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。

## 平成22年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	施策	部局名	「消費者基本計画」における施策番号	
				消費者庁重要施策	その他消費者庁施策
消費者政策	消費者政策の推進	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	政策調整課		3, 9, 23, 43, 46, (53,) 60, 61, (111,) (126,) 137, 153
		消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	企画課	87, 96, 110	20, 38, 42, 88, 89, 90, 91, 94, 97, 105, 108, 127, 128, 130, 135, 136, 168, 169, 170
		個人情報保護に関する施策の推進	企画課個人情報保護推進室		165, 166
		財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供	消費者情報課	35	5, 6, 109, 129
		地方消費者行政の推進	地方協力課	1, (2,) 121, 122	6, 17, 111, 113, 119, 123, 125, 126, 133, 136
		消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	2, 4, 7, 13	9, 12, 21, 82
		消費者取引対策の推進	取引・物価対策課		41, (42,) (43,) 44, 53, 124
		物価対策の推進	取引・物価対策課		67
		消費者表示対策の推進	表示対策課		(42,) 80, 81, 103, 124, 131, 154
		食品表示対策の推進	食品表示課	69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 79	34, 124

(注)「「消費者基本計画」における施策番号」のうち、括弧書きのものについては、本計画の対象としない。